

各府省から通知のあった独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率は以下のとおり。いずれも、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）どおり算定されている。

府省名	法人名	役職	在職期間	業績勘案率
財 務 省 〔 1 法人 1 名 〕	国立印刷局	監事	H27. 4. 1 ~ R1. 6. 21	1. 0
合計	1 法人	1 名		